

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第7区分

【発行日】平成29年4月27日(2017.4.27)

【公表番号】特表2016-521231(P2016-521231A)

【公表日】平成28年7月21日(2016.7.21)

【年通号数】公開・登録公報2016-043

【出願番号】特願2016-505668(P2016-505668)

【国際特許分類】

B 6 5 G 7/04 (2006.01)

B 6 6 F 3/24 (2006.01)

B 6 2 B 3/06 (2006.01)

B 6 2 B 5/00 (2006.01)

A 4 7 B 91/06 (2006.01)

B 6 5 G 7/06 (2006.01)

【 F I 】

B 6 5 G 7/04 B

B 6 6 F 3/24 D

B 6 2 B 3/06 C

B 6 2 B 5/00 J

A 4 7 B 91/06

B 6 5 G 7/06 Z

【手続補正書】

【提出日】平成29年3月17日(2017.3.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

物体(1)を持ち上げて移動させるための装置であって、

前記物体(1)を持ち上げて車輪(14)によって動かすことができるように、前記車輪(14)を一時的に下方向に出すための、空圧式持ち上げ装置と手動ポンプ(8, 18)及びバルブ(9)とを備え、

挿入部(2)が、突き出た縁部(5)を有するシート金属ボックスの形態であって、持ち上げられる前記物体(1)の下側(3)の被挿入部に下から、上下逆さまの状態、即ち前記突き出た縁部(5)が下側になるような状態で挿入することが可能な、又は、前記下側(3)に固定されることが可能なシート金属ボックスの形態に設計され、

前記シート金属ボックスには、そのベース面にフィットし、かつ、ポート(11)を備えたエアクッション(10)が挿入され、前記エアクッション(10)の上には、前記エアクッション(10)とは反対側に少なくとも3つの車輪(14)を備えたプレート(16)が置かれ、

前記プレート(16)は、前記シート金属ボックス内で前記シート金属ボックスの側壁に沿って上方向及び下方向に移動することが可能であり、

圧縮ばね(15)が、箱形の前記挿入部(2)と前記プレート(16)の間に組み込まれ、前記プレート(16)に垂直に力を及ぼし、前記エアクッション(10)が膨らむのに伴って圧縮され、前記エアクッション(10)がしぼむ場合には前記圧縮ばね(15)の弛緩によって生じるばねの力によって前記プレート(16)が押されて前記箱型の挿入

部(2)の前記縁部(5)から離され、

車台の前記車輪(14)は、前記箱型の挿入部(2)の下側の前記縁部(5)を越えて上方に完全に収納されることが可能になっている、
装置。

【請求項2】

前記エアクッション(10)は、前記シート金属ボックスの内部のベース面に合うように設計され、前記プレート(16)は、前記エアクッション(10)を膨らませることによって生じる前記エアクッション(10)内の圧力の結果として前記プレート(16)に最大の力を加えるために、前記エアクッション(10)に合うように配置される、

請求項1に記載の装置。

【請求項3】

前記プレート(16)は、前記箱型の挿入部(2)に対して外側に、4つの自由に動く車輪(14)を備えており、前記車輪(14)は、前記プレート(16)上で玉軸受けを介してハブ(12)によって支持されている、

請求項1-2のいずれかに記載の装置。

【請求項4】

前記箱型の挿入部(2)と、前記エアクッション(10)と、前記プレート(16)とは丸型に設計されており、少なくとも4つの自由に動く車輪(14)が前記プレート(16)の周縁に沿うように配置される、

請求項1-2のいずれか1つに記載の装置。

【請求項5】

前記箱型の挿入部(2)と、前記エアクッション(10)と、前記プレート(16)とは丸型に設計されており、5から12の自由に動く車輪(14)が前記プレート(16)の周縁に沿うように配置される、

請求項1-3のいずれかに記載の装置。